

新潟薬科大学共同研究取扱規程

制 定 平成 27 年4月1日

最新改正 平成 28 年7月1日

(目的)

第1条 この規程は、新潟薬科大学(以下「本学」という。)における外部機関等との共同研究の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究」とは、外部機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (2) 「外部機関等」とは、商法等に基づく会社、地方公共団体並びに一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人等、本法人以外の機関及び個人をいう。
- (3) 「共同研究期間」とは、この規程により、共同研究を行う外部機関等をいう。
- (4) 「民間等共同研究員」とは、共同研究機関において、業務上当該研究の専門知識を持ち、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣された者をいう。
- (5) 「共同研究担当者」とは、民間等共同研究員及び共同研究に従事する本学の教職員等をいう。
- (6) 「共同研究代表者」とは、共同研究担当者のうち共同研究を行う上で責任を持つ本学の教職員等をいう。

(受入の条件)

第3条 共同研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、受入れるものとする。

(発明等の取扱)

第4条 共同研究の結果、発明等に係る知的財産権が生じた場合の取扱いについては、別に定めるところによる。

(研究者の受入れ)

第5条 本学は、民間等共同研究員を共同研究のために受け入れることができる。

2 民間等共同研究員は、本学において研究に従事する場合は、本学の規則等を遵守するものとする。

(研究科)

第6条 本学は、民間等共同研究員を受け入れるに当たっては、民間等共同研究員1人につき新

潟薬科大学大学特定研究員取扱規程に定める研究料を徴収するものとする。

- 2 研究開始日から1年を超えない範囲内で研究期間を延長する場合には、同一の共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。
- 3 徴収した研究料は、原則として返還しない。

(共同研究に要する経費の額)

第7条 共同研究機関が負担する共同研究に必要な経費(以下「研究経費」という。)は、本学と共同研究機関が協議して定めるものとする。

- 2 研究経費の額は、諸謝金、賃金、旅費、消耗品費及び備品費等共同研究の遂行に直接必要とする経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び共同研究の遂行に関連して、直接経費以外に必要な人件費、施設設備機器の損料等の経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合計額とする。
- 3 間接経費は、直接経費の30%相当を標準額とする。ただし、間接経費を標準額と異なる額とする必要があるときは、学長の承認を得て、その額とすることができる。
- 4 共同研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与すると考えられるものなど、本学の教育研究上有意義と認められるものについては、直接経費のみとすることができる。
- 5 共同研究機関は、第10条に掲げる契約を締結したときは、前項の研究経費を別に定めるところにより納付しなければならない。
- 6 本学は、必要に応じ、研究経費の一部を負担することができる。
- 7 本学に支払われた研究経費は、原則として返還しない。ただし、第13条の規定により共同研究を中止した場合において、研究経費の額に不要が生じた場合は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を共同研究機関に返還することができる。

(研究経費の会計処理)

第8条 研究経費の受入れ、支出等の取扱いについては、学校法人新潟科学技術学園経理規程及び関係規程の定めるところにより処理するものとする。

(申込の方法及び審査)

- 第9条 本学と共同研究を行おうとする外部機関等の代表者(以下「共同研究機関の代表者」という。)は、共同研究申込書を学長に提出するものとする。
- 2 学長は、前項の申込書の提出があったときは、新潟薬科大学産官学連携推進センター長(以下「センター長」という。)にその内容を通知するものとする。
 - 3 センター長は、前項の通知に基づき、産官学連携推進センター運営委員会において、当該共

同研究の実施について審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

(共同研究契約の締結)

第 10 条 学長は、前条の報告に基づき、共同研究の実施を決定したときは、共同研究決定通知書によって共同研究機関に通知するとともに、共同研究契約書により、共同研究機関の代表者と契約を締結するものとする。ただし、契約締結にあたり必要と認められる場合は、共同研究機関の代表者と協議の上、契約書の条文を加除・修正することができるものとする。

2 学長は、前号に規定する契約の締結を学部長に委任することができる。

(施設・設備の利用等)

第 11 条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

2 共同研究に従事する本学の教職員等は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関の施設又は設備を利用することができる。

3 民間等共同研究員は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、本法人の施設又は設備を利用することができる。その際には、部局等の長及び共同研究代表者の指揮監督に従うものとする。

(設備の帰属)

第 12 条 研究経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 研究の必要上、共同研究機関において新たに取得した設備等は、共同研究機関の所有に属するものとする。

3 本学で行う共同研究の遂行上必要な場合は、共同研究機関からその所有に係る設備等を受け入れることができるものとする。

(共同研究の中止又は延長)

第 13 条 学長は、研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同研究機関の代表者と協議の上、当該共同研究の中止又は期間の延長をすることができる。

2 学長は、共同研究の変更を決定したときは、共同研究変更契約書等により、共同研究機関と契約を締結するものとする。

(研究完了報告書)

第 14 条 学長及び共同研究機関は共同研究を終了し、又は中止したときは、共同研究結果を相互に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第 15 条 共同研究に関する結果の公表の時期、方法等については必要があるときは、共同研究機関と本学とで協議のうえ定めるものとする。

2 共同研究代表者が、当該共同研究の成果を公表しようとするときは、学長の承認を得なければ

ならないものとする。

(改廃)

第 16 条 この規程を改廃するときは、教育研究評議会の同意を得て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年7月1日から施行する。

様式1(第8条関係)

様式2(第9条関係)